

「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	法
金融商品取引法施行令	令
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について	特定有価証券ガイドライン

No	コメントの概要	金融庁の考え方
○ 開示ガイドライン改正全般について		
1	本件改正(開示ガイドラインの改正)案は、特定有価証券の開示にも当然に適用されると考えて良いか。	特定有価証券ガイドラインにおいて、「開示に関する一般的な留意事項においては開示ガイドラインを参照する」旨の記載がなされています。 ただし、特定有価証券の開示において、機械的・画一的に本開示ガイドラインが適用されるものではないと考えられます。
2	今回の改正案は、主に、これまでの運用の明確化であり、開示行政のスタンスの変更ではないことを確認したい。	改正の趣旨は、開示行政のスタンスが、「法令の趣旨を踏まえ、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、投資者に理解しやすく、誤解を生じさせない形で、適切に開示されることを確保すること。」であることを明確にしたもので、開示行政のスタンスを変更したものではありません。
3	本開示ガイドライン案の実施時期について、5月予定とあるが、有価証券届出書を5月に提出する会社への適用の要否について教えて頂きたい。	本開示ガイドラインは改正後より適用されるものといえます。 なお、そのことのみをもって、既に提出されている有価証券届出書の訂正が必要となることはないものと考えられます。
○ 「A 共通事項」について		
▼1-1-1		
4	「法令等の解釈・適用に当たっては、法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされることに留意する。」という部分は、いわゆるシンプル・ベースの監督方針を宣明されていると解されるが、かかる「実質的な解釈・運用」は、あくまでも当該事案に適用のある法令の規定の合理的に可能かつ妥当な解釈の範囲で	本開示ガイドラインはあくまで法令等の適用に当たり、留意すべき事項を示したものです。よって、なお書きの「実質的な解釈・運用」においても、法令等の適用に当たっての解釈・運用と考えられるので、法令の趣旨の範囲内で合理的かつ妥当な解釈を行う必要があるものと考えられます。

	行われるものであることを確認してほしい。	
▼1-2-4		
5	<p>事前相談で「財務局担当課室は、開示書類の記載内容等について事前の相談に応じることとする」となっているが、この事前相談は従来の日程相談を指すものなのか。日程相談の日は届出予定日の2週間前と言われているが変更はないか。</p> <p>また、現在日程相談の際に各財務局へ提出する資料の種類が統一されていないが統一されるのか。</p>	<p>財務局が行っているいわゆる「日程相談」についても事前相談に含まれるものと考えられます。事前相談については、個別事案ごとに実態に即して行われるものと考えられるので、時期を一律に設定することは適当でないと考えられますが、「日程相談」における財務局の実務としては、おおむね2週間前(新規上場案件等は1ヵ月前)までに行われるものと承知しております。</p> <p>なお、事前相談の際の資料については、個別の案件ごとに異なりうるものと考えられますが、要件が充足されていれば種類・様式等は問われないものと考えられます。</p>
6	<p>財務局担当課室が事前相談に応じて頂ける時期については、その相談内容や提出者側の事情等によっても検討・確認時間が異なると想定されることから、一律に設定されるべきものでないとする。</p> <p>例えば、早期に方針を定めなければならないような内容であれば、有価証券届出書提出の1年程度前であったとしても、事前相談を受けて頂くことを確認したい。</p>	<p>事前相談については、個別事案ごとに実態に即して行われるものと考えられるので、時期を一律に設定することは適当でないと考えられます。</p> <p>なお、具体的なご相談については、提出までの期間が長いことのみをもって、事前相談に応じないことはないものと考えられますが、法令の改正等によって提出時において必ずしも事前相談の考え方が適用されるものとは限らないことに留意する必要があると考えられます。</p>
▼1-2-4、1-7		
7	<p>1-2-4及び1-7でいう「重要な事項」、法7条の「届出書に記載すべき重要な事項」の異同、その内容(範囲)について確認したい。</p>	<p>重要な事項であるか否かは、投資者の投資判断において重要な影響を及ぼすような事項であって、個別の事情及び具体的な事案等に応じて実質的に判断される必要があります(1-7(2)参照)、法7条の重要な事項についても同様であると考えられます。</p>
▼1-3-3		
8	<p>改正案の趣旨は、財務局に提出する書類と取引所に提出する類似の書類について、全件協議が行われるといったものなのか。同種の開示内容について、両者の意見が食い違う場合に混乱が生じることが考えられるので、教示願いたい。</p>	<p>改正の趣旨は、投資者に対し必要な情報が適時、適切に開示されるという観点から、財務局と取引所間で必要な範囲で情報交換を行うことがあることを示したもので、開示書類全件について協議を行う趣旨ではないものと考えられます。</p> <p>なお、同種の開示内容については、制度の根拠・趣旨に違いがあることから、必ずしも同一の開示内容とならない場合が考えられますが、提出者に混乱が生じないよう、必要に応じ適切な調整が図られるものと考えられます。</p>
▼1-6-1		
9	<p>(2)でいう「申請」とは、具体的には、法第25条第4項の規定による秘密事項の非縦覧の承認に係る申請のみがこれに該当するのか。</p>	<p>法に係る申請以外にも、令及び開示府令の申請が該当するものと考えられます。例えば、令第4条第1項の有価証券報告書の提出を要しない旨の承認に係る申請も該当するものと考えられます。</p>

▼1-7		
10	<p>(4)において、「企業間の比較検討等ができるよう記載内容の充実が図られたりすることが求められる」とあるが、どのような開示を指すのか。例示等を示して欲しい。</p>	<p>開示書類記載事項全般を指すものと考えられますが、例えば、「コーポレート・ガバナンスの状況」、「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」等の文章形式における開示については、企業間の比較検討ができるように記載内容の充実が図られることが望ましいものと考えられます。</p>
11	<p>(5)について、「対処すべき課題」「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」などの会社が合理的な前提条件の下に作成する目標や計画など将来に関する記述については、ある程度会社の主観的な判断が入ることとなると考える。</p>	<p>改正の趣旨は、事実の開示については客観的に記載することが必要であることを明確化したものです。</p> <p>ご意見で示された「対処すべき課題」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」については、経営課題に対する対処方針や経営方針を踏まえた財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討結果等を、投資者が適正な投資判断を行うことができるように、なるべく具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められるものと考えられます。</p>
▼1-9-2		
12	<p>電子開示手続時間の延長において「やむを得ない理由により当該訂正届出書の提出に係る電子開示手続を午後5時15分までに行うことができないときは、手続時間を延長することが出来る」となっているが「やむを得ない理由」とは例えばどのような理由なのか。</p> <p>また、手続時間延長の申出は提出先財務局の担当監査官への電話連絡でよいか。</p>	<p>今回の手続時間の延長については、当日に発行価格等が確定し、当日又は翌日に効力を生じさせることが求められる訂正届出書に関する特例的な措置と考えております。</p> <p>発行価格等の決定に伴う訂正届出書等を提出する場合における運用時間の延長についての「やむを得ない理由」については、株券を発行する場合において市場価格の終値を参照して発行を決定するため、発行体と引受人の協議(意思決定も含む)に相当程度の時間を要する場合、開示書類作成に時間を要する場合、又は、システムの都合により終了時間までの提出が困難な場合等が考えられます。</p>
13	<p>電子開示手続時間の延長を認める要件として「やむを得ない理由」が挙げられているが、募集及び売出価格等決定時の開示書類準備作業の遅延も当該理由に該当し、延長が認められるという理解でよいか。</p>	<p>また、財務局への申出については、申出事実の確認が行うことができれば、手段、方法等の如何は問わないものといいたしますが、申出事項について確認等を行うことが考えられるので、適正な対応が可能な方から申出を行って頂く必要があるものと考えられます。</p>
14	<p>財務局担当課室に対して電子開示手続時間の延長を要望する申出の方法は、口頭による伝達でよいことを確認したい。</p> <p>また、手続時間を延長できる「やむを得ない理由」に該当する基準を示して頂きたい。例えば、意思決定機関による意思決定の時間が役員等の日程調整上、午後5時過ぎになってしまうようなケースは該当するのか否かを確認したい。</p>	
15	<p>午後5時までの財務局への申出方法は、文書でなく電話でもよいのか。また、申出者は提出会社のほか、幹事証券会社等が代理することはできないのか。</p>	
16	<p>今般の開示ガイドライン案では、当初届出書において発行価格等を記載しなかった場合における発行価格等の決定に伴う訂正届出書に</p>	<p>今回の電子開示手続時間の延長については、当日に発行価格等が確定し、当日又は翌日に効力を生じさせることが求められる訂正届</p>

	<p>ついて、やむを得ない理由がある場合には電子開示手続時間を延長できる可能性が示されているが、実務上は、当初届出書において発行価格等全ての条件を記載する場合においても、取引所における当日の終値を確認した上で関係者協議を行い、条件決定した上でその結果を反映させるような募集もあるため、条件決定時の訂正届出書に限らず、「やむを得ない場合」には手続時間を延長して欲しい。</p>	<p>出書に関する特例的な措置と考えております。よって、臨時報告書の提出については誤解を招かぬよう「臨時報告書の訂正報告書を含む」を「当該訂正届出書に付随して提出される臨時報告書の訂正報告書を含む」に修正いたします。</p> <p>ご要望については承りますが、有価証券届出書又は公開買付開始公告等については翌日の手続開始時間に提出頂くこととなります。</p> <p>なお、公益又は投資者保護上、必要と認められる場合等には、当該例示に限らず延長が行われる場合があるものと考えられます。</p>
17	<p>電子開示手続時間の延長において、例として条件決定に伴い提出する訂正届出書及び臨時報告書の訂正報告書が挙げられているが、当初の有価証券届出書及び臨時報告書でも特例は認められるか。</p>	
18	<p>電子開示手続時間の延長において、例として条件決定に伴い提出する訂正届出書及び臨時報告書の訂正報告書が挙げられているが、公開買付開始公告でも特例は認められるか。</p>	
19	<p>電子開示手続時間の延長を認める場合として発行価格等決定時の訂正届出書の提出が例示されているが、有価証券通知書の提出が必要な(募集を伴わない)売出しを行う場合においても、売出価格等決定後、当日の手続時間内に変更通知書を作成し提出する必要がある。したがって、例示はされていないものの、変更通知書の提出時においても手続時間の延長が認められるという理解でよいか。</p>	<p>今回の電子開示手続時間の延長については、当日に発行価格等が確定し、翌日に効力を生じさせることが求められる訂正届出書に関する特例的な措置と考えております。したがって、有価証券通知書の提出についてはご要望として承ります。</p> <p>なお、有価証券通知書の変更通知書については、財務局に対し、遅滞なく提出すれば足りるものと考えられますので、売出価格決定当日に手続時間の延長を行う必要はないものと考えられます。</p>
<p>○「B 基本ガイドライン」について</p>		
<p>▼4-22</p>		
20	<p>表題の(組織再編にかかる届出書の提出・受理について)は、開示ガイドライン内での表記統一の観点から(組織再編に係る有価証券届出書の提出・受理について)とするのが適当ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表題の「(組織再編にかかる届出書の提出・受理について)」を、「(組織再編に係る有価証券届出書の提出・受理について)」に修正いたします。</p>
<p>▼4-23</p>		
21	<p>イの第一文においては、「有価証券届出書を提出せずに」とあるのを、「募集又は売出しに関して、届出義務が免除される場合(その募集又は売出しに関して発行登録書が提出されている場合を含まない。)でない場合)にもかかわらず、有価証券届出書又は発行登録書を提出せずに」とすべきではないか。</p>	<p>有価証券届出書提出義務が生じない募集又は売出しについては、有価証券届出書を提出する必要はありません。よってその旨明確化するために、「募集又は売出しを行っている場合」を「募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定により届出を要するものに該当するものに限る。)を行っている場合」といたしました。</p> <p>また、無届募集等が、有価証券届出書のみならず発行登録書(発行登録追補書類を含む。)を提出していない場合も含まれることから、「有価証券届出書」を「有価証券届出書又は発行登録書(発行登録追補書類を含む。)(以</p>

		下4-23において「有価証券届出書等」という。)と修正いたします。なお、表現を統一するため「(以下「無届募集等」という。)」を「(以下4-23において「無届募集等」という。)」に修正いたします。
22	<p>イ(2)は警告書に言及していると思われるので、「様式4-1及び4-2により文書による警告を行う」は「様式4-1により文書による警告を行う」とすべきではないのか。同様に(3)は照会書に言及していると思われるので、「文書による警告」を「文書による照会」とすべきではないのか。</p> <p>また、口における「証券会社」は法の定義である「金融商品取引業者」とし、なお書きの「施行令」は「令」の表現に統一すべきではないのか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、イの「様式4-1及び4-2により文書による警告を行う」を「様式4-1により文書による警告を行う」、「文書による警告」を「文書による照会」とし、口の「証券会社」を「金融商品取引業者」に修正いたします。</p> <p>また、なお書きにおいては、修正の上、規定を見直し、4-24に記載することといたしました。</p>
23	<p>海外の相手方への勧誘であっても払込や証券会社の取次ぎが国内で行われる等の実態を有するものは有価証券届出書の提出を要することが明示されているが、募集総数の一部につき、海外の相手方からの申込みを予定しているものの払込や取次ぎは国内で行う場合には、募集総数につき有価証券届出書を提出するとともに、海外の相手方からの申込みを予定している数については重複して臨時報告書の提出を要するという理解でよいか。</p>	<p>国内で募集を行うものについて、有価証券届出書提出要件に該当するものであれば、有価証券届出書の提出が必要です。その場合、有価証券届出書提出対象となった募集について、開示府令第19条第1項第1号に係る臨時報告書の提出は不要です。</p>
24	<p>「証券会社の取次ぎが国内で行われる」とはどのような場合か。例えば、国内の会社が新株予約権付社債を主として海外の機関投資家向けに海外でオファリングをする場合などは、国内の証券会社が海外用の目論見書の作成に関与し、海外の証券会社との事務連絡等を行っているが、このような場合についてまで、有価証券届出書を提出することは不当と考える。よって、「証券会社の取次ぎが国内で行われる」は、特定の投資家側に付いている証券会社が国内に存在し、当該証券会社に対して勧誘が行われる場合などに限るべき。</p> <p>また、例えば株式の場合、海外の投資家向けに発行するか否かにかかわらず、国内の金融機関に払い込むのが会社法の建付けであるので、「払込」は国内で行われていることを例示から外すべき。</p>	<p>貴見のとおり、国内の金融商品取引業者が海外用の目論見書の作成に関与し、海外の金融商品取引業者との事務連絡を行っていることをもって、勧誘が国内で行われていると判断されるという趣旨ではありませんが、海外の投資家向けのオファリングが海外における勧誘に該当するか否かは、投資家の所在地だけで直ちに判断されるものではなく、勧誘の態様を総合的に勘案して、個別具体的に判断されることになると考えられます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、「払込や」を削除し、金融商品取引業者の役割を明確にするため、「証券会社の取次ぎ」を「当該相手方の代理等を行う金融商品取引業者に対する勧誘」と修正いたします。</p>
25	<p>口の最初の○の「有価証券届出書等」における「等」とは、発行登録書又は発行登録追補書類のことを意味するのか。</p>	<p>イにおいて、「有価証券届出書」を「有価証券届出書又は発行登録書(発行登録追補書類を含む。)(以下4-23において「有価証券届出書等」という。)」と修正することにより、その旨明確化することといたします。</p>
26	<p>口の最初の○の「実質的に同一種類と認められる有価証券」とあるが、少人数向け勧誘の要</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>改正の趣旨は、利率や償還期限等の条件が</p>

	<p>件は法令上、明確に規定されていることから、過度に実質的な判断を行うことは罪刑法定主義の観点から問題があり、そのような判断がなされないことを期待する。</p>	<p>実質的に同一種類と認められる社債等を6ヶ月以内に49名以下に分けて勧誘する場合は、趣旨に鑑み、少人数向け勧誘には当たらないと考えられることがあり得ることを明確化したもので、過度に実質的に判断を行うものではないものと考えられます。</p>
27	<p>なお書きの趣旨は、有価証券報告書の提出免除会社が、いわゆる私募要件に該当する有価証券の発行等によって、所有者が25名以上になるまでは、私募としてよいという理解でよい。であれば、なお書きでは趣旨がわかり難いので、別規定としてほしい。</p> <p>また、発行により所有者が25人以上となる場合であっても、25名以上か否かの基準時点は期末であることもあるので、その時点で要件を満たさなければ、当該発行は私募として扱っても問題はない(そもそも「発行後においても引き続き提出免除の要件を満たす」の条件は不要)とも考えられるので当該規定は見直すべきではないのか。</p> <p>なお、施行令第4条第2項又は第4項の承認を受けた場合に限定されているが、法第24条第1項ただし書き全てを含めるべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、当該なお書きを削除し、4-24を新たに設け、その旨明確に記載することといたしました。</p> <p>なお、取得勧誘又は売付け勧誘によって、法第24条第1項ただし書きの要件を満たさなくなることが明らかとなるような場合(内閣府令第15条の3に基づく承認を受けた場合を除く)は、投資者に必要な情報を開示する義務が再び発生するものと考えられることを踏まえ、除かれることが適当であるものと考えられます。</p>
▼5-1		
28	<p>今般届出を要しない売出しについて、届出を必要とする募集と並行して行われる場合には当該募集と同一の有価証券届出書によることができ、その場合には当該売出しに関する有価証券通知書の提出があったものとみなす、とされているが、有価証券通知書の提出を要しない売出し(オーバーアロットメントによる売出し等、会社関係者等以外による売出し)についても、届出を必要とする募集と並行して行われる場合には同一の有価証券届出書によることができると考えて差し支えないか。</p>	<p>改正の趣旨は、実務上、有価証券の募集と同時にされる有価証券通知書及び目論見書の交付が必要な既開示証券の売出しについて、有価証券届出書に記載して提出することができる旨を明確化したものです。</p> <p>したがって、ご意見を踏まえ、「届出を要しない売出し」を「届出を要せず、かつ有価証券通知書の提出が必要な売出し」と修正いたします。</p>
29	<p>届出を要しない売出しについても有価証券届出書に記載した場合で、当該売出しについては本来目論見書の作成が不要な場合、本来有価証券届出書の提出が必要な募集に係る目論見書中には、かかる売出しに関する記載は不要であることを確認したい。</p>	
30	<p>複数の募集又は売出しを一通の有価証券届出書に記載した場合、目論見書については個別の募集又は売出しごとに、当該募集又は売出しに関連する情報を記載したものを作成し、その対象となる取得者に交付する方法が許容されるかどうかについて伺いたい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、目論見書の作成が法第13条の規定にしたがって作成され、法第15条の規定により交付される限りにおいては、個別の募集及び売出し別に必要な情報が記載された目論見書を交付する実務も許容され得るものと考えられます。</p> <p>なお、そのような方法をとる場合、当該目論見書には、当該複数の募集又は売出しが行わ</p>

		れる旨及びその内容について、具体的に記載する必要があるものと考えられます。
	▼5-8-2	
31	「会社法第 199 条第1項第3号」とあるが「会社法第 199 条第1項第4号」ではないか。	ご意見を踏まえ、「会社法第 199 条第1項第4号」に修正いたします。
	▼5-8-3	
32	ここでいう「決定」とは、しかるべき意思決定機関での決議・承認を得たものに加え、客観的に見てほとんど蓋然性が高いと判断される場合も「決定」に含むのか。	貴見のとおり、客観的に見てほとんど蓋然性が高いと判断される場合も「決定」に含むものと考えられます。
33	「両者とも」は「最終的な用途を」に変更すべき。通常、出資金は一旦、発行会社の預貯金となった上で、最終的な用途に振り分けられるが、この場合に、開示書類における手取金の用途の項目には最終的な用途を記載し、それまでは預貯金であるという点は特段記載しない、というこれまでの実務を変更する必要はないと考える。	一般的に、手取金の用途は一旦、預貯金とした後、直接の用途である設備資金や運転資金等に充当されるものと考えられます。当規定の趣旨は、例えば、直接の用途を預貯金等とした場合において、その後の具体的な最終の用途の開示が必要な場合があることを示したものです。よって、その旨を明確にするために、「一旦、預貯金とした後、設備資金に使用するなど」を「直接の用途を預貯金とした後、最終的な用途を設備資金とするなど」に修正いたします。
34	「詳細な記載」の意味するところを確認したい。例えば、J-REIT において、公募増資に合わせて複数の物件を取得する場合、単に「物件取得」では足りず、個別の物件まで特定した記載が求められるのか否かを確認したい。	投資情報として必ずしも重要でない事項については、漏れなく開示が要求されるものではありません。(1-7(2)参照)個別の事案ごとに判断される必要がありますが、重要性が低いと考えられるものについては、物件取得の概要等、実態に応じた記載で足りるものと考えられます。
	▼5-10	
35	例文のみの記載であるため、そもそもの趣旨の記載があった方が解釈の統一が図れるのではないか。例えば、特定有価証券ガイドライン 13-1の文言を追加すべきではないか。	ご意見を踏まえ、開示府令第二号様式記載上の注意(24)の記載に当たっては、「投資者が容易に理解できるよう、分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意する」を追加する旨修正いたします。
36	開示府令第二号様式記載上の注意(24)の規定により記載を行う場合、目論見書のいわゆる口絵(カラーページ部分)の作成にあたっては、これまでは、財務局の担当官の指導の違いにより、写真や図表等の用いられ方の差(例えば、写真の大きさ、数、図案など)が非常に大きかったと感じる。 提出者側の作成時の混乱を軽減するためにも、禁止事例だけでなく、ある程度の作成上のガイドラインをお願いしたい。	貴重なご意見として承ります。 なお、誤解を生ぜしめるような記載がないという条件下において、投資者の投資判断上、必要と考えられるものについて、写真や図表等を用いることが可能であると考えられます。
37	③の「根拠が不明と考えられる計数の記載」の例示は、提出会社が、月次決算を行っている場合にあっては、根拠が不明となるのか。 また、例示されている以外にはどのような計数が「根拠が不明と考えられる計数の記載」となるのか。例えば、月次の会員数推移(累積	③の趣旨は、月次決算の記載が誤解を生ぜしめる記載であるということではありません。 月次決算等を記載する場合は、投資者に誤解を生ぜしめることがないように、例えば、月次決算が提出者にとって不利な情報となる場合であっても引き続き記載が行われ、かつ、当該

	数)の記載についてはどう考えるのか。	<p>月次決算作成に係る明確な算定根拠も記載する必要があるものと考えられます。また、算定根拠を頻繁に変更しないことも必要であると考えられますが、仮に、算定の根拠が異なる月次決算を年度ごとに比較して記載する場合は、算定根拠が異なる旨、その理由及び差異額等も併せて記載する必要があると考えられます。</p> <p>なお、ご質問の月次の会員数推移については、個別事案ごとに個別具体的に判断される必要がありますが、売上等に直接の影響がないと考えられる休眠会員をカウントから除外する等、誤解を生ぜしめる記載を行わないような措置が図られることが必要であると考えられます。</p>
▼5-23-2		
38	「規発行による手取金」とあるが「新規発行による手取金」ではないか。	ご意見を踏まえ、「新規発行による手取金」に修正いたします。
39	特定の他の会社等に対する「出資金」とは、組合の持分等払戻しが法的に確保・想定されている性質の金銭をいい、元来払戻しが想定されていない、株式への出資に係る金銭は含まれないという理解でよいか。かかる趣旨であれば、これを明確にすべきでないか。	<p>個別事案ごとに個別具体的に判断していく必要がありますが、有価証券届出書提出者及び当該提出者が出資又は貸付等により資金を融通する他の会社の実態又は経営状況等に鑑み、当該他の会社等への出資や貸付が投資者の投資判断に重要な影響を与える場合(例えば、社債等の利払金又は償還資金若しくは株式の配当等が、当該他の会社の経営成績に大きく影響される場合)が該当するものと考えられます。</p> <p>したがって、株式への出資に係る金銭を一律に除外することは適当ではないと考えられるので、「手取金の使途が主として特定の他の会社等に対する出資金又は貸付金である場合」を「手取金を主として特定の他の会社等に対する出資又は貸付等により、当該他の会社等に当該手取金を融通しようとする場合」と修正いたします。</p>
40	手取金の使途が主として特定の他の会社等に対する出資金又は貸付金である場合であっても、例えば持株会社が調達した資金を子会社に回金する場合は持株会社の連結財務諸表に子会社情報が含まれていることとなるため、会社情報の開示は不要という理解でよいか。	<p>改正の趣旨は、有価証券の募集又は売出しにおいて、投資者の投資判断上、特定の他の会社等の経営成績等が大きく影響を及ぼすものと考えられる場合、当該特定の他の会社等の情報の開示が必要となることを明確化したものです。</p> <p>したがって、発行者自身の情報の開示によって、上記の趣旨が十分に満たされている場合は、「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」において、当該特定の他の会社等の情報を開示する必要はないものと考えられます。</p>
41	「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」は保証類似の信用補完措置が存在する際に、当該有価証券の信用	改正の趣旨は、有価証券の募集又は売出しにおいて、投資者の投資判断上、特定の他の会社等の経営成績等が大きく影響を及ぼすも

	<p>力に影響を与える者や当該有価証券が他の発行体の有価証券と交換される可能性がある場合の当該他の発行体について記載するものであると考えられる。</p> <p>5-23-2の趣旨が、「特定の他の会社等」による資金使途を開示させることであるならば、手取金の使途の欄に記載するのが妥当で、この項目に手取金の使途について記載することは、かえって投資者に誤解を与える可能性があると考えられる。</p>	<p>のと考えられる場合、当該特定の他の会社等の情報の開示が必要となることを明確化したものです。</p> <p>したがって、当該特定の他の会社等による資金使途が、投資者の投資判断上、重要な情報の一つであると考えられる場合は、「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」において、当該特定の他の会社等の資金使途を記載することが考えられます。</p>
	▼5-25-2	
42	<p>前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、四半期報告書において、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載することとされている。</p> <p>追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載において、有価証券報告書に記載された事項のほか、四半期報告書に記載された事項についても再掲することができるようにして頂きたい。</p>	<p>開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)のc及び開示府令第二号の三様式記載上の注意(2)のcは、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更等が行われた場合について規定されたものであるので、四半期報告書において記載されたものについて再掲することは差し支えないものと考えられます。</p> <p>なお、その旨を明確化するために、「有価証券報告書」を「有価証券報告書(四半期報告書及び半期報告書を含む。)」と修正いたします。</p>
43	<p>「有価証券報告書に記載された事項についても再掲することができる」とは、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」から一切変更がない場合であっても、当該「事業等のリスク」と同一の内容を記載することができるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられますが、注記等により、その旨を投資者に分かりやすく開示する必要のあるものと考えられます。</p>
44	<p>参照書類の補完情報において、「事業等のリスク」以外に関する情報についても、実務上、有価証券報告書・四半期報告書からのアップデートに関する情報が記載されていることから、かかる記載を行うことが当該規定をもって妨げられない旨を確認したい(即ち、当該規定の反対解釈として、「事業等のリスク」以外の情報を記載してはならないとの事態が生じないことを確認したい。)</p>	<p>開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)のc及び開示府令第二号の三様式記載上の注意(2)のcは、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更等が行われた場合について規定されたものであるため、かかる解釈として5-25-2の規定を置くこととしたものです。</p> <p>よって、投資者の投資判断上、誤解を生ぜしめるような記載がなされない範囲で、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」以外に関する情報を、第二号の二様式の追完情報や第二号の三様式の参照情報に再掲することは可能であるものと考えられます。</p>
	▼5-41-2	
45	<p>開示ガイドライン内での表記統一の観点から、「届出書」は「有価証券届出書」とするのが適当ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、2箇所の「届出書」を「有価証券届出書」に修正いたします。</p>
46	<p>開示府令第二号の四様式記載上の注意(10-3)又は(10-5)のb(a)から(d)までの規定にかかわらず、「おおむね〇箇月を経過」していた場合であっても、当初提出する届出書に記載ができないのであれば、この5-41-2の規</p>	<p>貴見のとおりと考えられますが、投資者の投資判断上、重要な事項については速やかに示されることが望まれます。(1-7(3)参照)</p> <p>なお、個別具体的に判断される必要がありますが、記載すべき重要な事項の記載が不十分</p>

	<p>定により、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正を行えば要件を充足するとの理解でよいか。</p> <p>逆に、発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時の訂正に間に合わない(それ以降となる)ような時期に「業績等の概要」に係る訂正を行うようなファイナンススケジュールは認められないということか。</p>	<p>であるとき、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けているときは、法第9条又は第10条の処分の対象となり得るものと考えられます。</p>
	▼7-4	
47	<p>7-12には「連結財務諸表等」という文言は使用されておらず、8-3において使用されているのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「7-12、7-13及び10-1において」を「7-13、8-3及び10-1において」に修正いたします。</p>
	▼7-12	
48	<p>具体的な訂正理由の記載は、これまで提出されてきた訂正届出書と同様に、訂正届出書の冒頭部分に包括的に、例えば「記載内容の一部を訂正するため」と記載することで足りるか。</p>	<p>訂正理由の記載内容については、個別の事情及び具体的な事案等に応じて実質的に判断されるものと考えられますが、例示の「記載内容の一部を訂正するため」のみでは、投資者の理解が容易にならないものと考えられます。</p>
	▼7-13	
49	<p>法第4条第3項の規定に該当すれば、有価証券届出書の提出が必要であるので、「法第4条第1項又は第2項」は「法第4条第1項、第2項又は第3項」とすべきではないのか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「法第4条第1項又は第2項」を「法第4条第1項、第2項又は第3項」に修正いたします。</p>
50	<p>「連結財務諸表等」は、「有価証券届出書に含まれる最近2連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度)に係る」と明確化すべきではないか。</p> <p>なお、本規定は、有価証券届出書に含まれる連結財務諸表等に関して重要な不実記載等が「申込み確定」後に発覚して訂正を要する等の場合における、7-7の例外的な規定であると理解しているが、その理解でよいか。</p>	<p>7-4において、「連結財務諸表等」は、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表又は中間財務諸表と規定されていることから、有価証券届出書において、法の定めに従い開示される連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表が該当し、その旨明確であるものと考えられます。(法第193条参照)</p>
51	<p>開示ガイドライン7-7に加えて、今回敢えて7-13が新設された趣旨を汲み取りやすいように、両規定の相違がわかるような記載にして頂きたい。</p>	<p>また、当規定の趣旨は、有価証券届出書が公衆に縦覧されること等を踏まえ、当該届出に係る申込み確定の有無を問わず、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合は、いつでも自発的な訂正届出書の提出が必要と考えられることを明確にしたものです。(法第7条、第10条参照)</p> <p>なお、その点を明確にするために、「重要な事項について訂正事項がある場合は、」を「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合は、」に修正いたします。</p>
	▼7-14	
52	<p>ここでいう「軽微なもの」とはどの程度の変更</p>	<p>貴見のとおり、「軽微なもの」については、個</p>

	を指すのか。または、「軽微でないもの」とは、程度の変更を指すのか。個別具体的に判断されることになると思われるが、例示等頂きたい。	別の事情及び具体的な事案等に応じて実質的に判断されるものと考えられますが、例えば、利率が小数点以下数%変更となった場合、又は割当予定先の住所が変更となった場合等が該当すると考えられますが、いずれも正当な理由により、必要な手続が行われていることが求められるものと考えられます。
53	なお書きの「新たに有価証券届出書が提出されたものとして取扱う」とは一度発生した効力が取消されるということか。従来効力発生後の訂正届出書については、既に投資家との間で取引が開始されていることから記載内容の法的安定性を確保するため、法第10条に基づく効力停止の命令によるものを除き、その提出によって効力が停止あるいは取消されるものではないとの理解であったが、上記なお書きの趣旨についてご教示頂きたい。	ご理解のとおり、有価証券届出書の効力の停止については、法第10条の規定により行われるものと考えられます。また、効力の取消といった処分は法に規定されておらず、行い得ないものと考えられます。 有価証券届出書の提出により、特定された有価証券の内容及び発行者の情報等を投資者に対し開示した上で、勧誘を開始するものと考えられるところ、なお書きの趣旨は、勧誘の対象となる有価証券の内容を訂正届出書によって、大幅に変更することは適当ではない場合があることを示したものです。また、その場合は、変更後の有価証券の勧誘が当該訂正届出書により始まるものと考えることが適当であると考えられます。
54	「新たに有価証券届出書が提出されたものとして取扱う」とあるが、かかる規定の意味は、届出の効力発生までの期間が、訂正届出書の提出日から再度起算されることを意味するの か。 また、当該訂正届出書の提出前に、当初の届出後に行った勧誘行為が法第4条第1項違反(無届募集等)とされ、また、当初の届出の効力発生後に行った売付け等が金商法第15条第1項違反とされ、これらの行為が課徴金や刑事罰の対象となるのは不合理であることから、規定の趣旨と意味を明確にすべきである。	「新たに有価証券届出書が提出されたものとして取扱う」の趣旨は、記載内容の審査のほか、効力発生日の取扱いにおいても適用されるものと考えられます。(法第8条第2項、第4項参照) また、有価証券届出書の提出により、特定された有価証券の内容及び発行者の情報等を投資者に対し開示した上で、勧誘を開始するものと考えられます。 したがって、個別事案ごとに個別具体的に判断される必要がありますが、勧誘の対象となる有価証券の内容を訂正届出書によって、大幅に変更することは適当でない場合があるものと考えられます。よって、このような行為は、法第4条に抵触し得る場合があるものと考えられます。
55	証券情報の基本的な事項の変更については、軽微なものを除き、新たに有価証券届出書が提出されたものとして取扱うとは、再度、効力発生期間(15日又は7日)が計算されるということか。	
56	証券情報の「基本的な事項」についての変更(軽微なものを除く)に係る訂正届出書が提出された場合は、「新たに有価証券届出書が提出されたものとして取扱う」とされているが、8-3で訂正届出書提出後、効力発生までの期間について述べられていることとの関係如何。	7-14の要件に該当するものについて、8-3においては「当該取扱いが適当でない」と認められる場合に該当するものと考えられます。
▼7-15		
57	これまでの実務において、訂正目論見書の交付を省略する募集・売出しでは、当初届出書において各条件決定日毎に場合分けをして申込期間や払込期日を記載(〇月〇日に条件決	この規定の趣旨は、5-8にしたがって、申込期間等を変更した場合、当該事項は投資者へ知らせるべき重要な事項と考えられますので、訂正届出書により当該事項を訂正するこ

	<p>定が行われた場合には、申込期間が○月○日から○月○日まで、払込期日は○月○日・・・)しており、この場合、これらの事項については条件決定時の訂正届出書における訂正は不要(ただし、訂正届出書の冒頭の訂正事由の後に実際に決定された日程を記載)とされ、条件決定の公告・HP掲載においても申込期間、払込期日の記載がない形で運用されている。今回の改正案における7-15の新設にかかわらず、訂正目論見書の交付を省略する募集・売出しでは従来通りの取扱いで問題ないことを確認したい。</p>	<p>とを明確化したものです。</p> <p>ご質問の申込期間等の記載については、個別事案ごとに個別具体的に判断される必要がありますが、投資者の投資判断上、誤解を生ぜしめることのないよう行われる必要があるものと考えられ、有価証券の取得等の申込みの勧誘時において発行価格等に係る仮条件を投資者に提示し、当該有価証券に係る投資者の需要状況を把握した上で発行を行う場合は、当該申込期間等の訂正は開示ガイドライン13-1に規定する「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される」事項とすることが考えられます。</p> <p>なお、公告等の取扱いについても、個別事案ごとに個別具体的に判断される必要がありますが、投資者の投資判断上、誤解を生ぜしめることのないよう行われる必要があるものと考えられます。</p>
▼8-1		
58	<p>法第8条第3項の適用についての必要性についての申出方法は、財務局に対するいわゆる日程相談(1-2-4の事前相談)時に提出する「有価証券の募集(売出し)日程表」をもって行うことで足りることを確認したい。</p>	<p>財務局への申出については、申出内容の確認が行うことができれば、手段、方法等の如何は問わないものと考えられますが、実務の要請により、「日程表」等の提出をお願いしているものと承知しており、当該「日程表」の提出を行うことにより申出とすることができるものと考えられます。</p>
59	<p>(様式8-1)(注)1における「金融商品取引法」は「法」の表現に統一すべきではないのか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「金融商品取引法」と記載されている箇所を「法」に修正いたします。</p>
▼8-2		
60	<p>③において、一定の場合の第三者割当の場合には、有価証券届出書の効力発生に係る短縮日程が適用されないこととされているが、金商法の立法趣旨と矛盾するため再考してほしい。</p> <p>有価証券届出書とは、当該募集に応募する投資家保護を目的として、投資判断を行うための情報を提供するために作成されるものであるところ、第三者割当は当該募集行為に応ずる投資家が限定されており、また事前の折衝が行われていることが通常であるから、投資判断の機会は十分に提供されていると評価できる。しかるに、第三者割当ての場合に短縮日程を採用できないのは均衡を欠く規定であり、実益がないと考えられる。</p> <p>当該募集による不利益がある場合に、第三者割当に応募できない既存株主、既存投資家に対しては、有価証券届出書の効力発生の時期とは無関係に会社法上の手続が確保されており、第三者割当に係る有価証券届出書の効力発生時期に係る短縮日程が適用されない必</p>	<p>いわゆる有価証券届出書の効力発生に係る短縮については、有価証券届出書の内容が公衆に容易に理解されると認められる場合又は当該有価証券届出書の届出者に係る第5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合に行われることとなります。(法第8条第3項参照)</p> <p>我が国資本市場において、割当先が不透明な第三者割当増資等や、既存株主の株式の大幅な支配比率の希釈化や支配権の移動を伴うような第三者割当増資等が行われている状況を踏まえ、我が国資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者の信頼を確保する観点から、第三者割当増資等に関する情報開示の充実を図ることとしたことから、当該記載内容については、第三者割当に直接応募する投資者のみならず、既存株主等一般投資者の理解を十分得ることが求められるものと考えられます。</p> <p>効力発生の短縮については、当規定を機械的・画一的に適用することはなく、個別事案ご</p>

	然性がない。	とに個別具体的に判断されることとなりますが、以上のような観点から、慎重に判断されることとなるものと考えられます。
61	③において、「4日を確保する」とあるが、4日とは、「中4日(中4営業日)」との理解でよいか。そうであれば、その旨を明確化して頂きたい。	ご理解のとおり、この場合は訂正届出書を受理した日から4日を経過した後に効力を発生することとなり、すなわち訂正届出書受理の日と効力発生の日の中4日ということになるものと考えられます。なお、その旨条文上明らかになっているものと考えられます。(法第8条参照)
62	③において、行政機関の休日であっても効力発生日として指定できることを念のため確認したい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、法8条第3項による期間を指定した結果、その期間を経過した日が行政機関の休日に該当する場合はあり得るものと考えられます。 なお、実際の効力の期間の指定については、原則として、本開示ガイドラインの考えに基づいて行われるものと考えられます。
▼8-3		
63	開示府令第二号の四様式により有価証券届出書を提出し売出しを行う場合で、届出書提出後に売出数が変更になる(8-3口ただし書きには該当しない)場合の効力発生日の取扱いについては、8-3口②の適用により、当該訂正届出書の提出日又はその翌日にその届出の効力が生じるという理解でよいか。	8-3口②の適用は「発行価格若しくは売出価格又は利率が未定であるもの」のみが前提となっているものと考えられますので、ご意見のような開示府令第二号の四様式により有価証券届出書を提出し売出しを行う場合で、届出書提出後に売出数が変更になるときは、当該規定の適用はないものと考えられます。よって、この場合は8-3イ又はハの規定が適用になるものと考えられます。
64	口及びハの規定において、発行数について「当該取扱いが適当でない認められる場合」としては、旧開示通達を援用し、当初発行数の130%超又は50%未満となる場合が相当するという理解でよいか。	投資者の投資判断上、重要な事項の変更と考えられる株式の発行数又は社債の券面総額等の変更については、個別事案ごとに個別具体的に判断される必要がありますが、有価証券届出書に記載された発行数等からの変更割合のみをもって判断されることは適当でないものと考えられます。 また、当該変更の内容をあらかじめ有価証券届出書に記載していない場合、又は当該変更の内容が投資者に容易に理解できない場合等、投資者に対し予見可能性を与えるものでないことによって、投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられる変更については、「軽微なもの」に該当しないものと考えられます。
65	ハにおいて「株式の発行数又は社債の券面総額の変更(軽微なものは除く)」における軽微なものとは、届出書記載の発行数又は券面総額の上限30%、下限50%の範囲内という認識でよいか。想定している範囲等を具体的に明記してほしい。	なお、「当該取扱いが適当でない認められる場合」とについては、個別事案ごとに個別具体的に判断される必要がありますが、主に効力発生日の指定(短縮)が適当でない判断される場合が該当するものと考えられます。
66	ハの「株式の発行数又は社債の券面総額の変更(軽微なものを除く)」については、…3日を経過した日に効力を生じさせるものとする。」というところについて、「軽微なもの」の他に「口	ご意見を踏まえ、「(軽微なものを除く)」を「(軽微なもの及び口に該当するものを除く。)」に修正いたします。 よって、株式の発行数又は社債の券面総額

	に該当するもの」が除外されることを明確にして欲しい。 また、「軽微なもの」はイに、「口に該当するもの」は口によることを明確にして欲しい。	の変更について、軽微なものはハに該当しないため、原則を定めるイが適用され、ロ(①)に該当する場合はハから除かれてロのみが適用されます。
67	ニについて、7-4及び7-6については、開示府令における「当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと。」及び「当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。」の解釈規定で、訂正届出書の提出に係る規定でないと思われるので、削除すべきではないか。また、7-7も効力発生後に訂正届出書を提出する場合の規定と思われるので削除すべきではないか。	ご意見を踏まえ、「7-1②、7-3、7-4、7-6、7-7及び7-10」を「7-1②、7-3及び7-10」に修正いたします。
68	ニについて、7-1②の規定により訂正届出書の提出を行う場合において、当該訂正の内容によっては、例外的に3日より少ない日数で効力を生じさせることが可能である旨、確認したい。	貴見のとおりであると考えられます。ただし、7-1②は「投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合」の規定であることに鑑みると、個別事案ごとに個別具体的に判断される必要がありますが、3日より少ない日数で効力を生じさせることについては慎重に検討されるものと考えられます。
▼法9条、9-1		
69	表題の「(形式不備等による訂正届出書の提出命令等)」は、条文の表現にあわせて、「(形式不備等による訂正届出書の提出命令)」にすべきではないか。また、開示ガイドライン内での表記統一の観点から、「届出書」は「有価証券届出書」とするのが適当ではないか。	ご意見を踏まえ、表題の「(形式不備等による訂正届出書の提出命令等)」を「(形式不備等による訂正届出書の提出命令)」に、「届出書」を「有価証券届出書」に修正いたします。
▼法10条、10-1		
70	表題の「(虚偽記載等による訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令等)」は、条文の表現にあわせて、「(虚偽記載等による訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令)」にすべきではないか。同様に②の「必要な事実の記載がかけられていること」は「必要な重要な事実の記載が欠けていること」とすべきではないか。 また、②なお書きの「同第10条第1項」は「法第10条第1項」とするのが適当ではないか。	ご意見を踏まえ、表題の「(虚偽記載等による訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令等)」を「(虚偽記載等による訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令)」に、「必要な事実の記載がかけられていること」を「必要な重要な事実の記載が欠けていること」に、「同第10条第1項」を「法第10条第1項」に修正いたします。
▼23の3-2、23の8-2		
71	今般の改正案で新設された5-25-2(有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の再掲)について、発行登録書及び発行登録追補書類の補完情報においても同様に再掲できるよう、5-25-2を準用規定に追加して頂きたい。	ご意見を踏まえ、23の3-2及び23の8-2の準用規定に「5-25-2」を追加いたします。
▼23の3-4		
72	「発行登録は募集又は売出しごとに提出する必要がある」とあるが、同一の発行登録書にお	内閣府令第14条の3第1項の規定により、発行登録書は募集又は売出しごとに提出する必

	いて、並行して行う予定の募集と売出しに関する発行予定額又は発行残高の上限を記載して提出することは差し支えないか。	要がありますので、ご質問のように並行して行う予定の募集と売出しを同じ発行登録書で提出はできないものと考えられます。 なお、ご質問は貴重なご意見として承ります。
▼23の3-5		
73	「事前警告型買収防衛策として利用するために新株予約権の発行登録を行うこと等、特別な意図を持って有価証券の発行登録を行う場合」とあるが、事前警告型買収防衛策として利用するために新株予約権の発行登録を行う場合以外に想定されるものがあるのか。「特別な意図」の定義が明確でなく、広範に解釈されるおそれがあるため、明確にして頂きたい。	投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられる特別な意図を持って、有価証券の発行登録を行う場合については、その内容を具体的に記載する必要があると考えられます。したがって、「特別な意図」については、投資者の投資判断上、重要な事項であるか否かを、個別の事情及び具体的な事案等に応じて実質的に判断される必要があるものと考えられます。(1-7(2)参照)
▼23の4-4		
74	「記載上の注意(3)の(e)」とあるが「記載上の注意(3)の(f)」ではないか。	ご意見を踏まえ、「記載上の注意(3)の(e)」を「記載上の注意(3)の(f)」に修正します。
▼23の4-5		
75	「記載上の注意(3)の(e)」とあるが「記載上の注意(3)の(f)」ではないか。	ご意見を踏まえ、「記載上の注意(3)の(e)」を「記載上の注意(3)の(f)」に修正します。
▼23の8-2		
76	改正案により新設される「5-8-3」を追加すべきではないか。	ご意見を踏まえ、23の8-2の準用規定に「5-8-3」を追加いたします。
▼25-2		
77	「当該申請が事務所に到達した日から、2ヵ月(中略)以内に処分を行うように努めるものとする」と規定されているが、申請から処分までの期間については、短縮して頂きたい。	当該規定の対象は、法令上、開示が求められているものにつき、非縦覧とすることの承認であることから、その必要性や投資者保護上の問題点等について慎重に審査を行う必要があるものと考えられます。 なお書きの規定は、行政手続法第6条に規定する標準処理期間を定めたもので、上記の事情を勘案し2ヵ月といたしました。今後の実務の積み重ねにより、適宜、見直しを行うことといたします。
○「C 個別ガイドライン」について		
▼Ⅲ全般		
78	本開示ガイドライン案で言及されている「審査」は発行会社から届出される開示内容の改善を促すための審査なのか、開示内容が不相当である場合は届出を不受理とする審査なのかを明確にしてほしい。 審査の承認が下りた際には、発行会社はどのようなルートでそれを認識できるのかを明確にしてほしい。 審査の承認の有効期限は想定しているのであれば、有効期限を明記してほしい。	法の規定に有価証券届出書不受理の行政処分はありません。提出された有価証券届出書の開示内容に問題があると認められる場合においては、法第9条又は法第10条の規定による処分が行われ得ることになるものと考えられます。また、同様に有価証券届出書の承認の行政処分もありません。 なお、提出後に記載内容に重要な事項の不備があることが発見され、訂正届出書が提出された場合、効力が予定どおり生じない等当初予定された日程の変更が避けられないことがあり得るため、事前相談の規定(1-2-4)をしておりますが、有価証券届出書の記載内

		容の審査は、個別事案ごとに実態に即して行われるものと考えられるので、事前相談等の有効期限を明記することは適当ではないものと考えられます。
79	<p>有価証券届出書が行政法上の申請手続きではなく、届出手続きとして規定されているのは、行政機関による裁量を可能な限り排除し、自然な市場規律を可能な限り尊重した資本市場の発展を企図したものである。</p> <p>本件審査は、上記目的に照らし、形式的な基準への適合性を審査するに留めるべきであるところ、本案の審査要領は、手取金の使途を例に取れば、「権利行使の可能性や時期等との関係に留意」、「払込金額の総額に対する手数料の割合が著しく高い」といった記述に留まり、具体的な数値基準を欠くものであり、財務局による裁量余地の大きいものと考えられる。</p>	<p>有価証券届出書の記載内容の審査は、個別事案ごとに実態に即して行われるものと考えられるので、具体的な数値基準を置くことは適当ではないものと考えられます。</p> <p>また、法の趣旨は、財務局が行う審査を形式的な基準への適合性に限定しているものではなく、投資者の投資判断上、重要な事項の記載について、適切に行われているかどうかについても行われるべきものであると考えられます。(法10条等参照)</p> <p>なお、ご意見において例示されたものが適正であるとされている場合は、当該根拠等について審査を行うことが考えられます。</p>
▼Ⅲ(1)①		
80	<p>例えば、資本提携に関する覚書等がある場合は、①ただし書きにある「資本提携の実態を有することが明らかなもの」に該当するという理解で良いか。</p>	<p>個別事案ごとに個別具体的に判断される必要がありますが、資本提携に関する覚書は、資本提携に関する実質的な合意がなされていれば、「資本提携の実態を有することが明らかなもの」に該当するものと考えられます。</p>
▼Ⅲ(1)③		
81	<p>「おおむね最近6ヶ月」とは、募集又は売出しを開始しようとする日の前日からおおむね6ヶ月との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられますが、機械的・画一的に判断しないものと考えられます。</p>
82	<p>「上場時価総額基準に抵触している場合」とあるが、いわゆるリーマンショック後においては、経済情勢・市場環境の急激な悪化により上場時価総額基準を下回る上場会社が増加したため、証券取引所が、一時的に上場時価総額基準を緩和する措置を行ったことがある。このように、経済情勢・市場環境等の悪化によって上場会社の全般の時価総額が急激に減少した場合には、本規定の適用はないと理解しているが、その趣旨を明確にすべきではないか。</p>	<p>当該規定は(1)①又は②に該当しないものでも審査の必要性があると考えられるものについて、想定されるものを列挙したものと考えられます。</p> <p>審査の対象については③に記載するのとおり、「審査の必要性があると考えられる場合」については、当該「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドラインに従い審査が行われるものと考えられますが、その対象については、個別の事情及び具体的な事案等に応じて実質的に判断される必要がありますが、機械的・画一的な判断を行うことは適当ではないものと考えられます。</p>
▼Ⅲ(1)④		
83	<p>法令の規定を実質解釈することについては、理解できるものの、一方、法令の規定を満たして少人数向け勧誘に該当するものとして種類株式を発行しようとする者(貴庁が問題としないような種類株式発行者)に対し、罪刑法定主義の観点から予見可能性を欠くような規定は避けるべきであることから、かかる規定を設ける趣旨を明確に説明して頂きたい。</p> <p>また、形式的には少人数向け勧誘の要件を</p>	<p>ここで示されている(対価として開示対象株券を交付する)取得請求権や取得条項が付されている種類株券については、目的に応じて自由に制度設計が行われるものと考えられ、そのような種類株券の発行をすべからず問題としているといった趣旨ではありません。ただし、我が国資本市場において、割当先が不透明な第三者割当増資等や、既存株主の株式の大幅な支配比率の希釈化や支配権の移動を伴うよ</p>

	<p>満たすものの、実質的にはその要件を満たさないと判断されるものとして、「割当予定先又は発行体等の自由な裁量等により、短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるもの」が掲げられているが、当該文言では基準としては抽象的に過ぎ、罪刑法定主義における予見可能性の確保という観点から問題があるのではないか。例えば、公開買付けのQ&A等と同じように、開示ガイドライン案においても判断基準の明確化のため、貴庁が現時点において、実質的には少人数向け勧誘に当たらないと判断するための要素・貴庁が問題視している事例を可能な範囲で明示して頂きたい。</p>	<p>うな第三者割当増資等が行われている状況を踏まえ、我が国資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者の信頼を確保する観点から、第三者割当増資等に関する情報開示の充実を図ることとしたことから、開示義務を容易に逃れられるように設計されたものと考えられる種類株券については、実質的に開示対象株券の発行であるものとし、有価証券届出書の提出が必要な場合があるものと考えられます。</p> <p>例えば、①発行体の取締役会決議を要件とする取得条項が付されている場合であって、割当予定先と発行体の間で、当該種類株式の発行後、直ちに、発行体が当該取締役会決議を行うことがあらかじめ合意されているような場合、②行使期間の定めがない取得請求権が付され、当該種類株式の発行後、直ちに当該取得請求権を行使することが可能な場合であって、当該取得請求権の行使について、具体的な条件や発行体の状況等を踏まえた合理的な判断に基づく必要が全くない場合、などについては、当初から普通株式を発行しているものと実質的に判断されることが考えられます。</p> <p>他方、相当程度の期間における経営計画に基づく、経営改善のための原資とするために種類株式を発行した場合、当該経営計画が結果的に頓挫したときに議決権の行使による経営内容の見直しを行うことが想定されるなど、合理的な理由により種類株式が発行されている場合については、当初から普通株式を発行しているものではないものと実質的に判断されることが考えられます。</p> <p>このような実質的な判断については、当該種類株券について、①発行条件、②当該種類株式の内容・特質、③発行者や割当者の状況、④発行等の目的(合理性・必要性)、⑤転換条件の内容、⑥転換期間等に照らし、個別事案ごとに判断される必要があると考えられます。</p>
	▼Ⅲ(2)①	
84	<p>ロ. において、金銭債権をその代表例である貸付として考えると、貸付時期と当該債権に係る出資時期とは時間的に相応の期間が離れていることが通常であり、貸付時の当該債権に係る金銭の使途は既に実現されている可能性が高く、厳しい環境下で新たな資金の払込があるわけではないので、第三者割当の時期においてそれを開示させたとしても、誤解を招きやすい開示になるものと考えられる。</p>	<p>金銭債権に係る金銭の使途の記載については、個別の事情及び具体的な事案等に応じて実質的に判断されることが考えられます。当該規定の趣旨は個別の事情及び具体的な事案等に係る審査・確認等を行うこととするということです。</p>
	▼Ⅲ(2)②	
85	<p>イ. c. における主たる出資者の判断基準を、おおむね10%より緩和すべきである。</p>	<p>主たる出資者の考え方は、開示府令第19条第1項第4号の「主要株主」の定義を参考とした</p>

	<p>また、法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者に「相当する者」とは、割当予定先が非上場会社である場合又は当該割当予定先の主たる出資者が上場会社である割当予定先の株券等を 5% 以下保有している場合の、当該割当予定先の出資者の共同保有者(に相当する者)が含まれる趣旨ではないという理解でよいか。</p>	<p>ものです。(法第 163 条第 1 項参照)また、法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者に該当する者は、割当予定先と共同して議決権を行使する者が含まれることから、当該共同保有者の保有分も考慮の上、主たる出資者としての記載を行うことが考えられます。</p> <p>なお、当該主たる出資者の記載については、上記の考え方を参考に、個別事案ごとに個別具体的に判断される必要があると考えられます。</p>
86	<p>木の反社会的勢力の確認については、発行体や外部の調査機関には、警察等と異なり強制捜査の権限がないことをご理解し、「過度に調査を求めることがない」旨を明示してほしい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、特定団体等の確認については、個々の事案に応じて適切な方法により行われ、当該確認の結果、投資者の投資判断上、必要な情報が記載されることが求められるものと考えられます。</p>
▼Ⅲ(2)④		
87	<p>「提出者が新株予約証券又は新株予約証券付社債を発行する場合は」とあるところは、「新株予約権証券又は新株予約権付社債券」ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「新株予約証券又は新株予約証券付社債」を「新株予約権証券又は新株予約権証券付社債券」に修正します。</p>
▼Ⅲ(2)⑤		
88	<p>「その他参考になる事項」に、自己株式の売出しによる手取金の使途の記載を求めているが、自己株式の処分は売出しではなく募集となるため(4月1日施行の改正定義府令第9条第1号)、「第三者割当の場合の特記事項」の「その他参考になる事項」ではなく、「募集要項」の「新規発行による手取金の使途」に記載することになるのではないか。</p>	<p>自己株式の処分が募集とされたことに伴い、自己株式の処分における手取金の使途は「募集要項」の「新規発行による手取金の使途」に記載することが適切であると考えられます。</p> <p>よって、「自己株式又は自己新株予約権の売出しによる手取金の使途の記載のほか、」を削除し、「その他開示が必要と考えられる事項」を「様式上の項目以外に開示が必要と考えられる事項」に修正します。</p>
▼Ⅲ(3)①		
89	<p>現状はおおむね発行決議日の2週間程度前までに、「募集日程表」と「有価証券届出書(ドラフトベース)」を持参して事前相談がなされていると認識しているが、本開示ガイドライン案では事前相談の時期については言及していない。想定している時期等を具体的に明記してほしい。</p>	<p>事前相談については、個別事案ごとに実態に即して行われるものと考えられるので、時期を一律に設定することは適当でないと考えられます。なお、財務局が行っている有価証券届出書提出に係る事前相談における実務としては、おおむね2週間前(新規上場案件等は1カ月前)までに行われるものと承知しております。</p>